

【申込みに当たっての注意事項】

災害用備蓄食品に関する提供の申込みに当たっては、以下についてご確認いただいた上で、ご了承ください。

- 1 別紙「災害用備蓄食品の提供に関する合意事項」について了承する。
- 2 申込みは1箱単位とする。
- 3 確実に食品として利用できる量を申し込む。万が一、食品として利用できない場合の処分は提供を受けたフードバンク等において適切に行う。
- 4 提供数を上回る申込みがあった場合は、先着順とする。
- 5 提供する団体に対してのみメールにて御連絡させていただきます。
- 6 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。

【災害用備蓄食品の提供に関する合意事項】

1 災害用備蓄食品の提供

- (1) 災害用備蓄食品（以下「食品」という）を提供する前に、公正取引委員会において本来の備蓄食料としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供数量の調整を行う。
- (2) 食品の提供を受けるフードバンク等は、公正取引委員会と協議の上、提供食品の引き渡し日時等を決定し、当該決定に基づき確実に受け取ること。

2 提供食品の品質管理

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の品質が保持されるよう、以下の事項を遵守するなど適切に取り扱うとともに譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- (1) 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有すること。
- (2) 食品は床に直置きしないこととし、食品の衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- (3) 保管中に汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- (4) 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと（定期的な清掃、採光、照明、換気等）

3 責任の所在

- (1) 公正取引委員会は、提供食品が食品の提供を受けるフードバンク等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い管理されていたことを保証する。引渡後については、食品の提供を受けたフードバンク等の責任において提供食品の品質管理を行う。
- (2) 提供食品の譲渡後の事故の責任は、一切、公正取引委員会に問わない。

4 提供食品の譲渡先

- (1) 食品の提供を受けたフードバンク等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。

なお、食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄する場合は、適切に行う。

- (2) 食品の提供を受けたフードバンク等は、賞味期限を過ぎた提供食品を譲渡しようとする場合は、自らその形状、色、臭い、味等を確認した上で、フードバンク等の責任において譲渡するか判断すること。

また、食品の提供を受けたフードバンク等は、賞味期限を過ぎた提供食品を譲渡する

場合は、譲渡先に対して、当該提供食品が賞味期限を過ぎていることを申し伝えるとともに、提供食品を消費する個人（消費者）に直接譲渡しない場合には、譲渡先等を通じて、消費者が当該提供食品が賞味期限を過ぎていることを認識できるようにすること。

5 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の取扱いに関する情報（譲渡先の名称、譲渡年月日、譲渡した商品名、譲渡数量）を記録し、これを1年間保存する。

また、譲渡後は、速やかに当該情報を別添の様式を用いて公正取引委員会に報告する。

なお、譲渡先が消費者である場合には、個人名を報告する必要はなく、別添の様式の「譲渡先の名称」には「個人」と記載すること。

6 協議

本合意事項に記載のない事項、又は本合意事項の解釈に疑義が生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク等と公正取引委員会と協議の上で解決する。

7 反社会勢力の排除

食品の提供を受けたフードバンク等は、自己が現在また将来にわたって反社会勢力に該当しないこと、また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、公正取引委員会の信用を毀損する行為を行わないことを約する。

【様式】

譲渡報告書

譲渡報告書提出日

年 月 日

1 譲渡報告書を提出する団体に関する情報

団体名	
住所	
担当者の役職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

2 譲渡先等に関する情報

番号	譲渡先の名称	譲渡年月日	譲渡した商品名	譲渡数量
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※記入欄が足りない場合には適宜追加してください。